

内閣参質一四七第四九号

平成十二年六月二十日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出護衛艦さわぎり艦内での隊員自殺事件についての調査委員会報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出護衛艦さわぎり艦内での隊員自殺事件についての調査委員会報告書

に関する質問に対する答弁書

一について

平成十一年十一月八日に護衛艦「さわぎり」艦内で発生した隊員の自殺事故（以下「本件事故」という。）に係る一般事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）作成の「護衛艦「さわぎり」の一般事故調査結果」と題する報告書（以下「報告書」という。）に記述した本件事故の発生場所と、本年二月二十一日の海上自衛隊佐世保地方総監部（以下「佐世保地方総監部」という。）による発表の際の本件事故の発生場所は、同じ地点を表しているものである。両者で表現が異なったのは、発表においては、場所がイメージされやすくするために「土佐沖」と表現したのに対して、報告書においては、これが海上幕僚長に報告することを目的として作成されたものであるため、起点を設定して方角や距離を表示するという、海上自衛隊内で通常使用している表記法により記述したからである。

また、本件事故当時の「さわぎり」の具体的位置については、本件事故の原因等を明らかにする上でそれが不可欠なものとは考えられない一方、当時、「さわぎり」は、平成十一年度海上自衛隊演習に参加

し、我が国防衛のための海上作戦に関する訓練を行っていたものであり、その具体的位置を明らかにすることにより、自衛隊の戦術、戦法等が明らかになるおそれがあることを総合的に勘案し、公表は差し控えることとした。

二について

報告書の二ページの（ウ）の記述は、平成十一年十一月七日の当直終了後、自殺した隊員（以下「事故者」という。）が、普段と変わりなく同僚と将棋を指していたという調査の結果を記述したものである。

調査委員会においては、同日の夕食を事故者が食べなかったことについては、同ページの（オ）に記述した機関科員と事故者との会話にあるとおりのものと考えているが、その理由については、当該会話以上の情報がなく、特定できなかった。

三について

事故者は、平成十一年十一月六日の午後十時から翌七日の午前四時までは、非番であった。同日の午前四時から午前八時までは、機関科の当直員として当直勤務に従事した。同日の午前八時から午後三時までには、非番であった。同日の午後三時から午後六時までは、機関科の当直員として当直勤務に従事した。同

日の午後六時から翌八日の午前零時までは、非番であった。同日の午前零時から午前四時までは、機関科の当直員として当直勤務に従事した。同日の午前四時から、非番であり、その後、午前十時一分ころ、事故者が右舷軸室で発見された。なお、事故者は、同月七日から八日にかけては、訓練には参加していない。

通常、朝食は午前六時三十分から、昼食は午前十一時三十分から、夕食は午後五時三十分からとされているが、二についてで述べたとおり、事故者は同月七日の夕食は食べなかったと考えているが、同日から八日にかけてのそれ以外の食事については、事故者が実際に食べたかどうか、また、その時間帯については、判明しなかった。

就寝については、同月七日の午後九時ころ、ベッドで就寝している事故者が機関科員に目撃されており、また、翌八日の午前四時三十分ころ、ベッドで就寝中の機関科員が、事故者のベッドがきしむ音を聞き、事故者が就寝したものと思っており、さらに、同日の午前六時五分ころ、人員チェック時に、ベッドで就寝している事故者を機関科員が確認しているが、それ以外に事故者が就寝したかどうか、また、その時間帯については、判明しなかった。

四について

報告書の一ページから二ページまでに記述しているとおり、平成十一年十一月三日の佐世保港出港から同月七日の午後六時までの間、事故者は、「当直時間外に操縦室及び機関科事務室等で勉強している姿が数回目撃されているほかは、生活態度等、別段変わるところは無かった。」ので、報告書には、この間の事故者の訓練日程を記述しなかったものである。また、同日の午後六時以降は、事故者が参加する訓練はなかった。

五について

本件事故が発生した具体的な時間は特定できないが、本件事故は、事故者が最後に目撃された平成十一年十一月八日の午前八時五十五分ころから、右舷軸室で発見された同日の午前十時一分ころまでの間に発生したと考えられるところ、御指摘の事故者の直接の上司である「P班長」は、この間、食堂及び自らの居住区におり、本件事故の発生後、当該居住区にいたところを電話で呼ばれたものである。

六について

御指摘の「副長N」は、御指摘のようなことを遺族に語ってはいないと述べている。

調査委員会においては、事故者の発見時の状況について、副長N及び複数の乗員からそれぞれ別々に聞き取り調査を行った結果、本件事故の第一発見者は、御指摘の「機関科L」のみであると判断し、これを報告書に記述したものである。

七について

調査委員会においては、機関科Lが、事故者を呼びに行った際にまず事故者の居住区に行ったことについて、乗員は非番であれば居住区で休憩しているのが普通であり、また、当時事故者が自殺するとは思ってもいなかったことから、事故者が居住区にいるものと思っ、最初に居住区に捜しに行ったものと判断している。

八について

機関科Lは、平成十一年十一月九日、遺族に対し、事故者に「変な事を考えるなよ。」と言ったことは述べたが、それ以外の御指摘のようなことは語っていないと述べており、調査委員会においても、それが事実であったと判断している。

九について

警務隊は、平成十一年十一月九日の午前七時五十五分から午前九時二十五分までの間は、事故者の検視を行い、同日の午前九時三十分から午前十一時三十分までの間は、事故者の自殺の動機に関し、「さわぎり」の乗員に対する事情聴取等の調査を行い、同日の午前十一時五分から午前十一時二十五分までの間は、右舷軸室の実況見分を行った。

遺族は同日の午前七時四十分ころ佐世保地方総監部に到着したが、事故者の検視を的確に行う観点から、警務隊が検視を行っている間は遺体に対面すること等はできない旨説明を行った上で、同日の午前九時四十分ころ「さわぎり」に乗艦するまでの間、佐世保地方総監部においてお待ちいただいた。

一〇について

副長Nは、平成十一年十月二十九日の分隊整列時に、当直員を除き、事故者を含めた「さわぎり」の乗員全員に対し、翌三十日に電話連絡網の確認を目的として警急呼集訓練を実施すること及び同訓練は電話連絡ができた時点で別段の命令なく訓練終了とすることを指示し、当直員に対しては、その後、各分隊を通じてこれを示達した。

御指摘の「W」は、分隊整列時に、副長Nから右のような指示を受けていたものであるが、注意及び理

解が不十分であったため、同訓練の目的をよく理解していなかったものと考えている。

一一について

平成十一年十月三十日、「さわぎり」は警急呼集訓練（電話連絡網の確認）を実施したが、事故者は電話連絡網において一番最後に連絡を受けた。

当時事故者が所属していたのは第三十二班であったが、同班の電話連絡網の流れは別紙1のとおりである。

一二について

調査委員会においては、警急呼集訓練（電話連絡網の確認）の問題については、当直士官の指示内容が事故者に正確に伝わらず、誤解を生む結果となったものであるが、事故者への直接の連絡者であるW及び事故者の注意及び理解が不十分であったことが原因であると考えており、事故者の訓練に関する熱意とは関係のないものと考えている。

一三について

御指摘の事故者の手帳については、自殺と関連する記述がないかを確認するために、平成十一年十一月

八日の午前中、副長Nが、数分間にわたり、二冊の手帳を調べ、また、同日の夜、副長Nの命を受けた応急長の指示により、P班長及びWが、数分間にわたり、二冊の手帳を調べ、さらに、翌九日、警務隊の二人の警務官が、事故者の遺品を調査した際、数分間にわたり、二冊の手帳を調べたが、いずれの者もページが切り取られていることには気が付かなかったと述べている。

調査委員会においては、同月二十六日及び二十七日に遺族からの聞き取り調査を実施した際、遺族から、二冊のうち一冊の手帳が一ページ破られている旨の訴えを受け、同日これを確認し、当該手帳を預かった後、関係者からの聞き取りによる十分な調査を実施したが、当該ページが破られた時期、理由等については特定できなかったものである。

一四について

平成十一年度護衛艦さわぎり教育訓練等計画（さわぎり般命第六十八号）は、「さわぎり」における監理、情報、教育訓練、造修等に関する平成十一年度の計画を定めたものであり、教育訓練関係部分の概要は別紙2のとおりである。

護衛艦さわぎり教育訓練実施細則（平成七年さわぎり達第二号）は、「さわぎり」における教育訓練の

計画及び実施に関し、必要な事項を定めたものであり、その概要は別紙3のとおりである。

平成十一年度機関科教育訓練計画（機関長命令第十一―二A号）は、「さわぎり」の機関科における教育訓練に関する平成十一年度の計画を定めたものであり、その概要は別紙4のとおりである。

護衛艦さわぎり技能訓練シラバス実施要領の標準（案）に関する達（平成十年さわぎり達第三号）は、「さわぎり」における技能訓練シラバス（准尉及び曹士隊員を対象とした職務の種類及び階級に応じた訓練の実施及び評価の標準）による訓練の実施に必要な事項の標準を定めたものであり、その概要は別紙5のとおりである。

技能訓練シラバス実施上の細部事項について（機関長命令第十一―七号）は、「さわぎり」の機関科における技能訓練シラバスによる訓練の実施に必要な細部事項を定めたものであり、その概要は別紙6のとおりである。

一五及び一六について

自衛隊においては、隊員の悩みについて、個人面接及び管理者による観察等により心身の状況を把握し、上司、先輩等が一体となって親身に問題の解決に当たるよう指導している。また、カウンセリング制

度を探り入れ、さらに、自己の受けた取扱いが不法・不当であると考えるときは、苦情受理者として指定されている各部隊等の長にその旨を申し出て、不法・不当な取扱いの是正その他の苦情の救済を求めることができない苦情処理制度を設けている。

「さわぎり」においても、艦長、副長、分隊長等による個人面接や観察により、乗員の心身の状況を把握し、また、ベテランの准海尉をカウンセラーに指名し、相談に応じており、さらに、艦長が苦情受理者として乗員の苦情を受けている。

調査委員会においては、「さわぎり」艦内においても、乗員は、自己の悩みについて、本人に相談する意志があれば、カウンセラー等に対し、相談を行うことは可能であったと考えている。

ただし、報告書の四十三ページから四十四ページまでに記述しているとおり、カウンセリング制度の利用の実績が上がっていなかったことから、これらを踏まえ、当該制度の改善策を含め、どのような対策が考えられるのかを検討するなど、引き続き自殺等の防止のための対策の推進に努力してまいりたい。

一七について

調査委員会においては、御指摘の「H班長」及びP班長の勤務状況等についても調査を行い、両名とも

上司、部下の信頼も厚く、御指摘のような「いじめ」をする人物ではないと評価しているが、防衛庁においてはその具体的な内容については、個人のプライバシーに係わる事項であることから、公表は差し控えることとした。

一八について

調査委員会においては、P班長の事故者に対する指導内容について、「いじめ」に該当するような指導が行われたか否かの観点から、P班長を含む多数の関係者からの聞き取り調査を行い、報告書の三十八ページを中心にその結果を記述しているところであって、P班長の指導内容についても十分な調査を行ったものと考えている。

一九について

調査委員会においては、平成十一年十一月二十六日に事故者の妻の実家に出向き、事故者の妻及びその両親から約四時間半にわたって聞き取り調査を行い、また、翌二十七日には、事故者の実家に出向き、事故者の両親等から約二時間半にわたって聞き取り調査を行ったものであるが、調査委員会による調査は、これらの聞き取り調査の際、遺族から訴えのあった、事故者に対する酒の要求、差別用語の使用、職務上

の過度の要求又は指導等の「いじめ」に関して、そのような事実の有無を明らかにすることを中心に行われたものである。

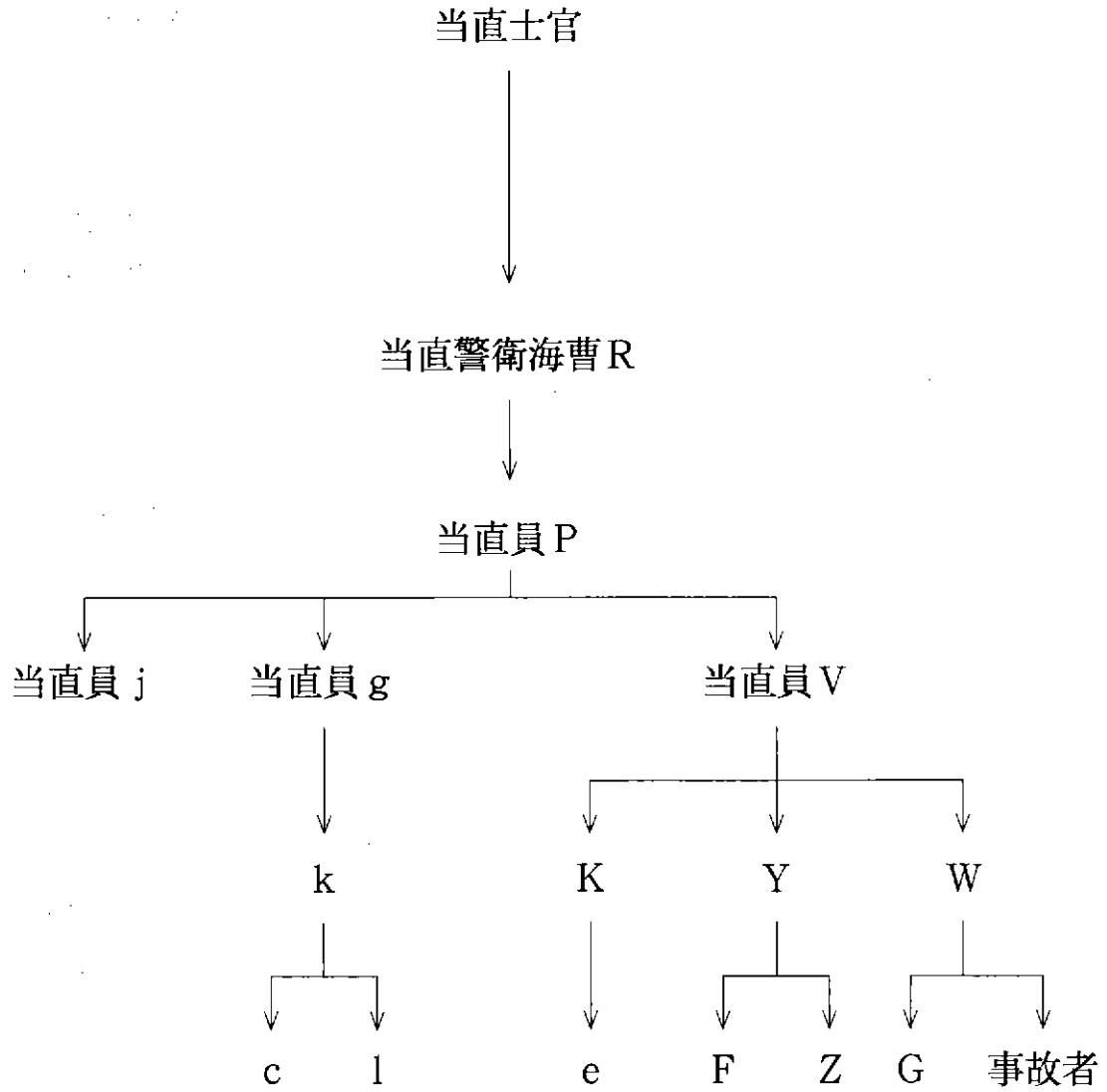
報告書は、遺族の訴えを含め、本件事故に関する事実関係について、徹底した調査を行った結果に基づき作成されたものであると考えている。

二〇について

佐世保地方総監部においては、事故者の自殺に関し、遺族から、当該自殺の原因が「いじめ」であったとの訴えが行われたことなどから、平成十一年十一月十六日に調査委員会を設置し、約三か月間をかけて、遺族からの聞き取り調査を行うとともに、職務上の上司、同僚等の部隊関係者等から事情聴取を行うなど、徹底した調査を実施したものであり、本件事故に関し、再調査を行う必要性はないと考えている。

なお、本件事故をも踏まえ、自衛隊における隊員の自殺等の防止に関し、現在行っている各種制度の改善策を含め、どのような対策が考えられるのかを検討するなど、引き続き自殺等の防止のための対策の推進に努力してまいりたい。

別紙1



別紙 2

平成11年度護衛艦さわぎり教育訓練等計画（さわぎり般命第68号）教育訓練 関連部分の概要

1 総括方針

装備の全幅活用・全能発揮を図り、多様化する任務への即応態勢の維持向上に努める。
このため、堅確な基盤の練成・維持、柔軟性のある精強性の維持、向上、個人訓練の充
実、安全の確保等を重視する。

2 教育訓練の方針

(1) 全般

教育訓練の実施にあたっては、武人・艦艇乗員としての躰教育の徹底及び水上艦艇運
航等に係わる基礎的技量の向上を図るとともに、シーマンシップの練成に努める。ま
た、練成訓練の実施にあたっては、訓練目的及び到達練度目標を明確にし、創意工夫を
取り入れて、効果的かつメリハリのある訓練を実施するとともに、訓練結果の定量的分
析による練度、弱点等を的確に把握して、次の訓練に反映させる。

(2) 個人訓練

① 訓育

積極的かつ常統的な機会教育により、任務遂行に必要な強固な信念とその実践力を
育成する。

② 体育

任務遂行に必要な強健な体力を育成するとともに、各種競技等における優勝を期す
る。

③ 技能訓練

積極的かつ常統的な訓練により、任務遂行に必要な熟達した術力を練成する。

(3) 部隊訓練

あらゆる任務に即応できるよう個艦・隊・群訓練を通じて、基礎的段階から応用的段
階までの訓練を実施し、術科、戦術及び部隊運用に関する能力・技量を練成する。

3 教育訓練計画

(1) 個人訓練

① 訓育

団結の強化、規律の厳守、個人の充実、シーマンシップの涵養、責任の遂行、使命
の自覚を実施項目とした月例訓育等を実施する。

② 体育

護衛艦隊体育競技、海自水泳大会等に参加するほか、持久走、艦上体育、水泳等を実施する。

③ 技能訓練

海技従事者国家資格取得を推進し、技能検定、准尉、海曹士技能訓練等を実施する。

(2) 部隊訓練

海上幕僚監部、自衛艦隊及び所属の護衛艦隊等の定める計画に従い部隊訓練を実施する。

別紙 3

護衛艦さわぎり教育訓練実施細則（平成7年さわぎり達第2号）の概要

1 訓練組織

訓練組織として、艦長の下に艦内指導班、教育訓練係士官等を置く。

2 個艦訓練

各年度の護衛艦さわぎり教育訓練等計画に定め実施する。

3 個人訓練

(1) 訓育及び体育

各年度の護衛艦さわぎり教育訓練等計画に定め実施する。

(2) 技能訓練

① 幹部技能訓練は、各年度の護衛艦さわぎり教育訓練等計画に定め実施する。

② 海曹士技能訓練は、各年度の護衛艦さわぎり教育訓練等計画に定め、細部については各科長所定により実施する。

(3) その他の個人訓練

哨戒長等艦上教育、当（副）直士官教育、航空整備員教育、その他の海曹士教育等の区分により、2週間の新乗艦者教育等を実施する。

別紙 4

平成11年度機関科教育訓練計画（機関長命令第11-2A号）の概要

1 方針

- (1) 技能訓練シラバス訓練の徹底による、個人の術科技能向上に努める。
- (2) 所掌機器の構造及び取扱いに習熟するとともに基礎術力の向上に努める。
- (3) 上級、中堅海曹の指導力向上に努めるとともに、海士隊員の術科能力を向上させて機関科全体の練度向上を図る。
- (4) 後継者の育成と術科能力及び海技能力の向上を図るとともに海技資格の取得を推進し、併せて海技従事者国家資格取得を奨励する。
- (5) 諸講習への積極的参加を推進し、個人の術科能力の向上を図る。
- (6) 余暇を活用した体力の練成及び健康の維持に努める。

2 重点事項

- (1) 技能訓練シラバス訓練の計画的かつ適時適切な実施
- (2) 海士及び3曹に対する所掌機器の構造、性能等に関する配置教育の実施
- (3) 基本に基づいた安全管理
- (4) 厳格な作業規律及び当直規律の維持推進
- (5) 応急器材のこまめな点検整備の推進、全能発揮
- (6) 親身な服務指導としつけ教育の推進、及び「あいさつ」の励行
- (7) 持久走及び艦上体育への積極的な参加

3 計画及び実施

(1) 訓育

平成11年度護衛艦さわぎり教育訓練等計画によるほか、機会をとらえて課業整列終了後に講話を行う。

(2) 体育

平成11年度護衛艦さわぎり教育訓練等計画によるほか、艦上体育に積極的に参加するとともに、停泊中においては作業を速やかに終了させ、機会を作為して持久走等を積極的に実施するものとする。

(3) 技能訓練

反復演練を励行し、基本の確実な修得に努めるほか、訓練項目等を定め、効果を把握しつつ着実に進める。

① 各科訓練

ア 機関科員共通の各科訓練として、機関装置一般、整備一般、当直勤務等の訓練項目を実施する。

イ ガスタービン員の各科訓練として、運転操法、経済運転法、主機安全守則等を実施する。

ウ 電機員の各科訓練として、電気装置運転法、電路区分全通、発電機の平行運転法等を実施する。

等

② 技能訓練シラバス訓練

技能訓練は、護衛艦さわぎり技能訓練シラバス実施要領の標準（案）に関する達（平成10年さわぎり達第3号）により実施する。

③ 新乗艦者教育等については、艦上OJT教育マニュアルを活用する。

別紙 5

護衛艦さわぎり技能訓練シラバス実施要領の標準（案）に関する達（平成10年さわぎり達第3号）の概要

1 技能訓練シラバス訓練実施の趣旨

技能訓練シラバス訓練の実施は、職務遂行に必要な所要の知識及び技能を向上させるため、次により実施するものとする。

- (1) 訓練は、部隊訓練と綿密な関連をもって計画的に実施し、日常の諸作業を通じ機会教育と自己研さんを重視し、所要の知識及び技能を修得するまで反復演練する。
- (2) 訓練の管理は、艦の常務編成において行い、各責任を明確にすることにより、円滑かつ確実な訓練の実施等を図る。
- (3) 訓練の計画実施は、必要な航海訓練及び停泊訓練を確保するほか、行動の態様に応じて柔軟に計画実施する。

2 責務

艦長以下技能訓練シラバス訓練関係職員の責務を次のとおりとする。

- (1) 艦長
技能訓練シラバス訓練の実施、部隊訓練との整合、転出者のシラバスノートの送付等
- (2) 副長
艦長の責務の全般補佐
- (3) 科長等
訓練項目の指定、評価係海曹の指定、技能訓練の監督等
- (4) 砲術長等
自己の職位に応じた科長等の責務の全般補佐
- (5) 員長
訓練計画の指導及び調整、訓練の指導、訓練の進捗状況の監督等
- (6) 教育訓練係海曹
 - ① 艦教育訓練係海曹
教育訓練係士官及び同補佐の補助
 - ② 科教育訓練係海曹
科長等の補助、パート教育訓練係海曹の監督
 - ③ パート教育訓練係海曹
訓練計画の作成及び変更、訓練の実施、評価の指導等
- (7) 評価係海曹
所要訓練項目の教育訓練係海曹への進言、訓練の補佐、必要な項目の評価等

(8) 技能訓練シラバス訓練対象者（以下「対象者」という。）

所要訓練項目の教育訓練係海曹への進言、訓練、評価が必要な項目の評価の評価係海曹への申し出等

3 訓練の実施要領

(1) 訓練の開始

- ① 訓練は、当該技能訓練シラバスの階級に昇任した時、開始する。
- ② 科長等は、技能訓練シラバス訓練開始に当たり対象者のシラバスノートを作成する。
- ③ 訓練項目の指定、評価係海曹等の指定等を実施する。
等

(2) 訓練の計画

- ① 科長等は、配置に係わる項目を優先して訓練を計画させる。
- ② 対象者は評価の伴わない訓練項目の訓練について、評価係海曹は評価を要する訓練項目の訓練について、それぞれ教育訓練係海曹に進言する。
- ③ 教育訓練係海曹は、上記進言を考慮し訓練計画を作成する。
等

(3) 訓練の実施

- ① 対象者は、積極的に自己研さんを行い知識技能を修得する。
- ② 教育訓練係海曹は、計画実施記録に基づき対象者の訓練にあたる。
- ③ 評価係海曹は、訓練の実施において教育訓練係海曹を補佐する。
等

(4) 訓練の評価、記録

- ① 対象者は、評価を伴わない訓練の実施年月日を、シラバスシートの備考欄に記入する。
- ② 対象者は、評価が必要な項目について評価係海曹に申し出る。
- ③ 評価係海曹は、評価を要する項目について機会をとらえて評価を行い、その結果をシラバスシートの評価記録に記入する。
等

(5) 訓練計画の見直し、変更

- ① 対象者及び評価係海曹は、訓練計画の変更が必要な場合、教育訓練係海曹に申し出るものとする。
- ② 教育訓練係海曹は、訓練計画変更の必要性を認めた場合、計画実施記録に変更事項を記入する。
- ③ 教育訓練係海曹は、計画実施記録について科長等の点検を受ける。

(6) 訓練の終了

- ① 対象者は、すべての訓練及び評価が終わった場合には、評価係海曹を経て、科長等に申し出る。
- ② 評価係海曹は、対象者の訓練がすべて終了していることを確認する。
- ③ 科長等は、対象者の申し出に対し、すべての訓練が実施及び合格になっていることを確認し、署名、押印するとともに終了日を記録する。

等

4 技能訓練シラバス訓練実施上の留意事項

技能訓練シラバス訓練の実施にあたっては、適切な訓練管理、適切な訓練計画の作成等に留意するものとする。

別紙 6

技能訓練シラバス実施上の細部事項について（機関長命令第10-7号）の概要

1 実施の区分

- (1) 技能訓練シラバスは現階級分を使用する。ただし、技能訓練シラバス訓練実施途中に昇任した場合は、昇任前の階級における未実施分から継続して実施する。
- (2) 技能訓練シラバス訓練はできるだけ早期に実施し、終了させる。業務の都合上早期の実施ができない場合は、各階級の昇任資格取得までの間に終了させる。

2 技能訓練担当幹部

- (1) 技能訓練担当幹部は、個々の「履歴管理」、「訓練係准尉・海曹」及び「評価係准尉・海曹」の統制を行う。
- (2) 技能訓練担当幹部は応急長及び機関士とし、担当区分はそれぞれ、応急工作員、電機員及び艦上救難員並びにガスタービン員とする。